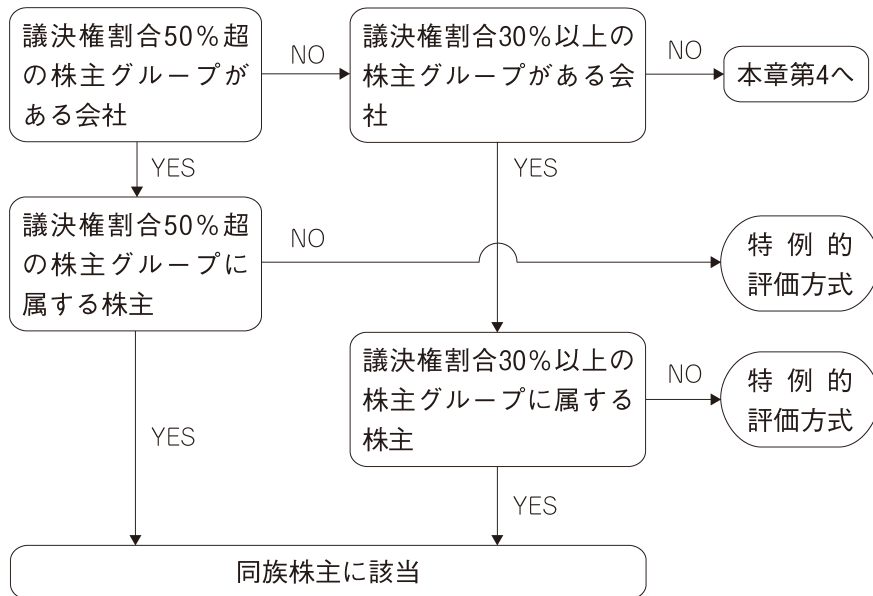


第3 同族株主がいる会社の株式の評価方法の判定

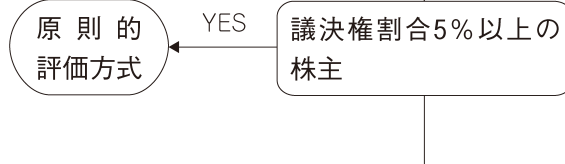
＜フローチャート～同族株主がいる会社の株式の評価方法の判定＞

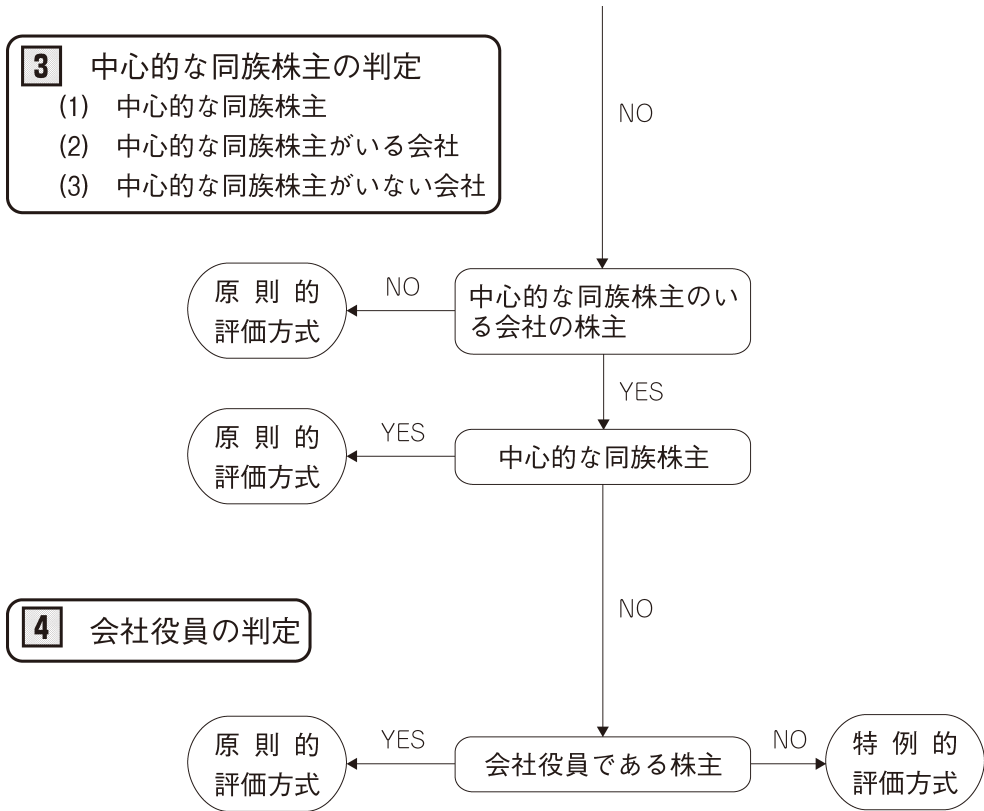
1 同族株主の判定

- (1) 同族株主の判定
- (2) 同族株主が取得した株式の評価方法
- (3) 同族株主以外の株主が取得した株式の評価方法



2 議決権割合5%未満の株主の判定





価することはできません（評基通189-5・189-6）。詳しくは、第7章の[1]・[2]を参照してください。

ケーススタディ

【ケース1】

Q 乙の相続開始直前のA社の株主構成は次のとおりです。乙が死亡し、乙の子丙が乙の全ての株式を相続しましたが、丙が取得した株式はどのように評価しますか。

なお、丙は甲の同族関係者には該当しません。

株主	保有株数	議決権割合
甲	5,100株	51%
乙	4,900株	49%
合計	10,000株	100%

A 乙の相続人丙が取得した株式数は4,900株であり、丙の取得後の議決権割合は49%になりますが、A社の最大の株主である甲の議決権割合が50%を超えることから、甲の同族関係者ではない丙が乙から相続により取得した株式は、特例的評価方式により評価することになります。

【ケース2】

Q 丙の相続開始直前のA社の株主構成は次のとおりです。丙が死亡し、丙の子丁が丙の全ての株式を相続しましたが、丁が取得した株式はどのように評価しますか。

なお、丁は、甲又は乙の同族関係者ではありません。

株主	保有株数	議決権割合
甲	4,000株	40%
乙	3,500株	35%
丙	2,500株	25%
合計	10,000株	100%

A 丙の相続人丁が取得した株式数は2,500株であり、丁の取得後の議決権割合は

25%となり、30%未満ですので、丁はA社の同族株主には該当しません。A社には、議決権割合が40%の甲及び35%の乙の2名の同族株主がいますので、同族株主のいる会社で同族株主ではない丁が取得した株式は特例的評価方式により評価することとなります。

なお、法人税法において「同族会社」とは、3つの株主グループでその会社の発行済株式（その会社が有する自己の株式を除きます。）の総数の50%を超える数の株式を有する場合又は議決権総数の50%を超える数を有している場合におけるその会社をいうこととされています（法税20、法税令4⑤）が、株式の評価方法の判定においては、「同族会社」において、上位3位の株主グループに属する株主であっても、その株主の属する株主グループが50%超の議決権を有していない場合、又は30%以上の議決権を有していない場合には、同族株主には該当しません。

2 議決権割合5%未満の株主の判定

相続等により評価会社の株式を取得した者が、相続等により取得した後において評価会社の同族株主に該当する場合であっても、その者の取得後の議決権割合が5%未満であるときには、その者の会社に対する影響度合いは必ずしも大きなものではないこともあります。そこで、評価会社の株式を取得した者の取得後の議決権割合が5%に満たない場合には、他の判断要素に基づいて会社に対する影響度を勘案することとし、その結果、会社に対する影響度合いが低いと判定された者については、その取得した株式は、特例的評価方式で評価することとされています（評基通188(2)・188-2）。

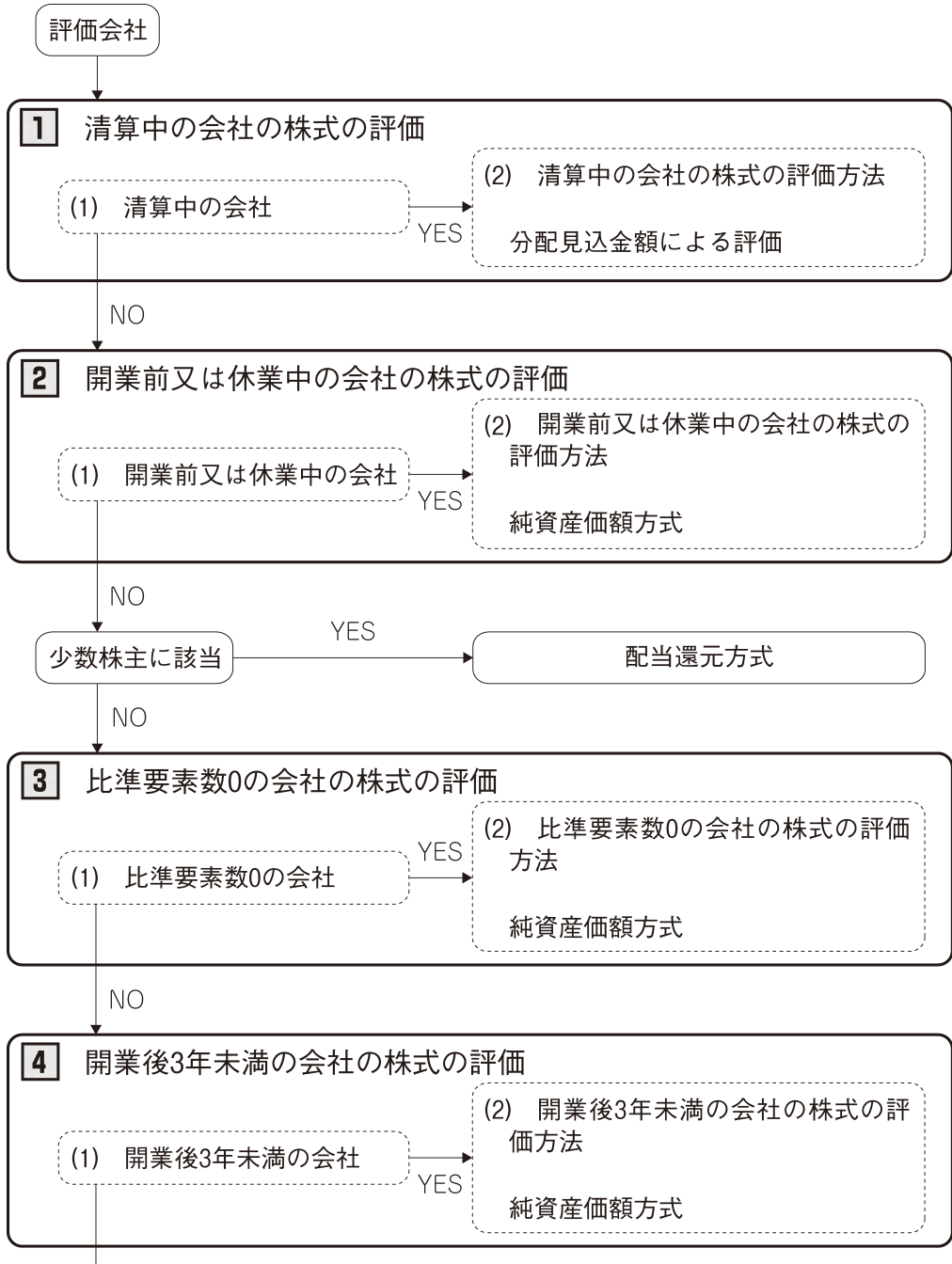
具体的な判定方法については、次の③・④で説明します。

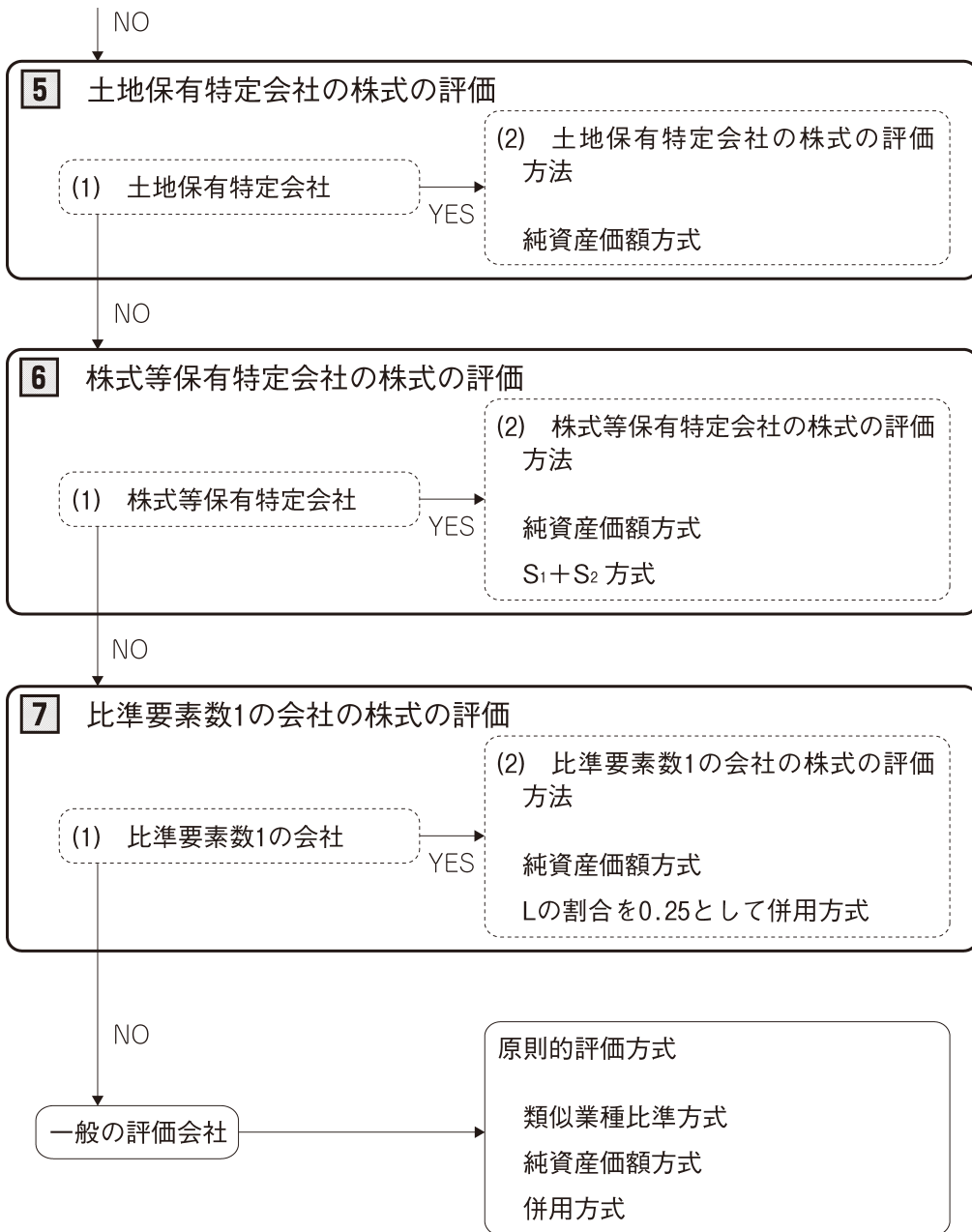
なお、取得後の議決権割合が5%以上となる同族株主が取得した株式については、③・④による判定は不要であり、原則的評価方式により評価することとなります。

ケーススタディ

Q X社の株主は次の図のとおりA、B、C、D及びEの5名であり、それぞれが保有する株式の議決権割合は、Aが60%、Bが10%、Cが10%、Dが10%、Eが10%です。Eに相続が開始し、Eが保有していた全ての株式をEの子Fが相続することになりました。Fが相続することとなった株式の評価方法はどうなりますか。

＜フローチャート～特定の評価会社の株式の評価＞





〔特定の評価会社の株式の評価〕

特定の評価会社の株式とは、次に掲げる会社の株式をいいます。

- ① 清算中の会社の株式
- ② 開業前又は休業中の会社の株式
- ③ 比準要素数0の会社の株式
- ④ 開業後3年未満の会社の株式
- ⑤ 土地保有特定会社の株式
- ⑥ 株式等保有特定会社の株式
- ⑦ 比準要素数1の会社の株式

非公開会社の株式は、評価会社の規模に応じて、原則として、類似業種比準方式、純資産価額方式又はこれらの評価方法の併用方式により評価しますが、特定の評価会社については、その保有する資産が特定の資産に偏っていること、又は一般の評価会社に比べてその営業活動の状況等が異なることから、一般の評価会社に適用する原則的評価方式によりその株式の価額を評価することが合理的ではないと考えられるため、特定の評価会社の類型ごとに一般の評価会社に認められている評価方法とは異なったより実態に即した方法により評価することとされています。

なお、特定の評価会社の株式として、前章までで説明してきた評価方法とは別の評価方法によることとしているのは、原則的評価方式により株式を評価することとなる株主が取得した株式ですが、清算中の会社の株式及び開業前又は休業中の会社の株式の評価方法については、特例的評価方式である配当還元方式が適用される少数株主が取得した株式についても適用されます。

1 清算中の会社の株式の評価

(1) 清算中の会社

課税時期において、清算の段階にある会社をいいます。

(2) 清算中の会社の株式の評価方法

清算中の会社の株式の価額は、清算の結果分配を受ける見込みの金額の

ケーススタディ

Q 甲が平成30年2月5日に亡くなりました。甲は、A社の株式20,000株を所有していましたが、課税時期において、A社は清算中の会社でした。A社の清算の結果分配を受けることのできる金額は、1株当たり40円と見込まれますが、分配が行われるのは平成31年3月末になる予定です。A社の株式の評価額はどのように計算しますか。

A A社の株式の価額の合計額は、800,000円になります。

40円(1年後に分配を受ける見込みの金額) × 1,000(注) × 20,000株 = 800,000円

(注) 平成30年2月における年数2年に応ずる基準年利率0.01%による複利現価率

◆長期清算中の会社の株式

清算の手続に入ったものの、その後、分配を行わず長期にわたり清算中のままになっている会社の株式については、清算の結果分配を受ける見込みの金額や分配を受けると見込まれる日までの期間の算定が困難であると認められることから、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価します（国税庁HP・質疑応答事例・財産の評価「長期間清算中の会社」）。

アドバイス

○清算中の会社の株式の評価額の計算根拠の記載

取引相場のない株式の評価額については、取引相場のない株式（出資）の評価明細書の様式により評価することとされていますが、清算中の会社の株式については、評価明細書には評価額を記載する欄のみしか設けられていません。このため、評価額の計算根拠等を適宜の用紙に記載し、取引相場のない株式（出資）の評価明細書に添付します。

1

課税時期が特定非常災害発生日前の場合

(1) 制度の概要

相続等により取得した資産の価額は、その取得の時における時価により評価するのが原則ですが、特定非常災害に係る特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人の株式等については、その災害の発生直後の価額により相続税又は贈与税を計算することができます。

(2) 類似業種比準方式に係る取扱い

特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額を基にして、1株当たりの利益金額を算出するなど、比準要素の算定において災害の影響を織り込むこととされています。

(3) 純資産価額方式に係る取扱い

特定地域内にあった動産等について、その状況が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして評価した場合の各資産の価額の合計額が、純資産価額方式における「課税時期における各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額」であるものとして評価します。

(4) 配当還元方式に係る取扱い

特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった利益金額を基に配当金額を算出します。

(5) 特定の評価会社の株式の判定

特定の評価会社に該当するかどうかについては、課税時期における評価会社の現況により判定します。

(1) 制度の概要

相続、遺贈又は贈与により取得した資産の価額は、その取得の時における時価により評価することとされており（相税22）、その後、当該相続、遺贈又は贈与により取得した資産に滅失や毀損があったとしても、又はその価値が著しく下落したとしても、そのことは相続税や贈与税の課税価格の計算には影響させません。

しかしながら、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した後、相続税又は贈与税の

申告書の提出期限までの間に、大きな災害が発生した場合には、「被災者の不安を早期に解消するとともに、税制上の対応が復旧や復興の動きに遅れることのないよう」あらかじめ所要の措置を講じておくことの必要性が検討され、平成29年度税制改正において、相続、遺贈及び贈与により取得した株式について、特定非常災害に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例措置が講じられました（大蔵財務協会編『平成29年版改正税法のすべて』582頁（大蔵財務協会、2017）参照）。

この特例措置により、特定非常災害に係る特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人の株式又は出資（本章においてこれらの株式及び出資を「特定株式等」といいます。）については、相続税又は贈与税の課税価格に算入すべき価額を、その特定非常災害の発生直後の価額とすることができることとされました（租特69の6①・69の7①）。

この特例措置の対象となる「特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等」とは、当該株式を取得した時において評価会社が保有していた資産の価額の合計額のうち占める特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券は除きます）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（本章においてこれらの資産を「動産等」といいます。）の価額の合計額の割合が10分の3以上である会社の株式をいいます（租特令40の2の3①）。

なお、評価会社の株式等が特定株式等に該当するかどうかは、評価会社が課税時期に保有していた各資産を、課税時期において財産評価基本通達の定めるところにより評価した価額に基づき判定することとなります（措通69の6・69の7共-3）。また、この場合の特定地域内にあった動産等の価額には、評価会社が課税時期に保有していた特定地域内にあった動産等のうち、特定非常災害発生日において保有していないものの価額も含まれます（平30・1・15資産評価企画官情報1・資産課税課情報1 Q9）。

◆特定非常災害及び特定地域

特定非常災害に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例措置の適用対象となる「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律2条1項の規定により政令で特定非常災害と指定された非常災害をいいます（租特69の6①）。これまでに、「阪神・淡路大震災」、「平成16年新潟中越地震」、「東日本大震災」、「平成28年熊本地震」及び「平成30年7月豪雨」がこの指定を受けています（平成30年9月末現在）。

また、この特例措置は、一定の資産が「特定地域」にある場合に適用されますが、この特定地域とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法3条1項の規定の適用を受ける地域（この規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいいます（租特69の6①）。

69の6・69の7共-4(1))。

① 1株当たりの配当金額

次の②により計算した「1株当たりの利益金額」に次に掲げる割合を乗じて計算した金額

財産評価基本通達183(1)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価会社の剰余金の配当金額の合計額

財産評価基本通達183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価会社の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

② 1株当たりの利益金額

財産評価基本通達183(2)に定めるところにより計算した「1株当たりの利益金額」と特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額を基として計算した利益金額の見積額（見積利益金額）を直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとします。）で除して計算した金額との合計額（その金額が負数のときは0とします。）の2分の1に相当する金額

③ 1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

財産評価基本通達183(3)に定める「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」

ただし、上記②の見積利益金額が欠損となる場合には、次に掲げる金額の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とします。

㊦ 財産評価基本通達183(3)に定める直前期末における資本金等の額

㊧ 財産評価基本通達183(3)に定める法人税法2条18号に規定する利益積立金額に相当する金額（法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）

㊨ 上記②に定める見積利益金額（負数となります。）

(注) 上記㊦から㊨の合計額が負数となる場合には、その金額を0とします。

◆会社規模区分の判定

特定非常災害の発生により、評価会社の取引金額、従業員数及び総資産価額が減少したとしても、特定非常災害に係る特例措置の適用を受ける特定株式等を評価する場合における評価会社の規模等は、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのではなく、財産評価基本通達178の定めにより課税時期における評価会社の現況で判定します（評基通178、平30・1・15資産評価企画官情報1・資産課税課情報1 Q10）。

